

令和4年度

# 活動報告書

浦安市教育委員会 生涯学習部

浦安市青少年センター

# 浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

昭和 56 年 4 月 1 日制定

1. 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。
1. 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。
1. 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあいまちにしましょう。

理想的な浦安市を建設するために「ふるさとづくり推進協議会」が中心となり、公募により検討し、議会の承認を得て、市制施行を記念して制定しました。

前文と 5 項目からなる本文で構成され、郷土の誇りと将来の理想像への願いをこめ「人間性豊かな調和のとれた明るいまち」をつくりあげるための規範や約束を盛り込んでいます。

# 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| I. 青少年センターの概要         | 1  |
| 1. 設置                 | 1  |
| 2. 設置主体               | 1  |
| 3. 設置年月日              | 1  |
| 4. 所在地                | 1  |
| 5. 機構                 | 1  |
| 6. 事務分掌               | 1  |
| 7. 職員                 | 1  |
| 8. 沿革                 | 2  |
| II. 青少年センターの活動        | 4  |
| 1. 令和4年度 活動方針及び活動計画   | 4  |
| 2. 浦安市青少年センター運営協議会    | 7  |
| 3. 浦安市青少年補導員          | 8  |
| 4. 一年のあゆみ             | 13 |
| 5. 令和4年度街頭補導活動状況      | 16 |
| 6. 令和4年度青少年相談実施状況     | 18 |
| 7. 環境浄化               | 20 |
| 8. 連携                 | 22 |
| 9. 広報・啓発              | 22 |
| 10. その他（表彰受賞）         | 23 |
| III. 参考資料             | 24 |
| 1. 浦安市青少年センター設置条例     | 24 |
| 2. 浦安市青少年センター設置条例施行規則 | 25 |
| 3. 浦安市青少年センター相談員配置要綱  | 26 |
| 4. 浦安市青少年補導員連絡協議会会則   | 27 |
| 5. ダイアルガイド            | 29 |
| 浦安市青少年補導員宣言           | 30 |

## I. 青少年センターの概要

### 1. 設置

非行防止等の青少年に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、青少年の健全育成に資するため、青少年センターを設置する。

### 2. 設置主体

浦安市教育委員会 生涯学習部 青少年センター

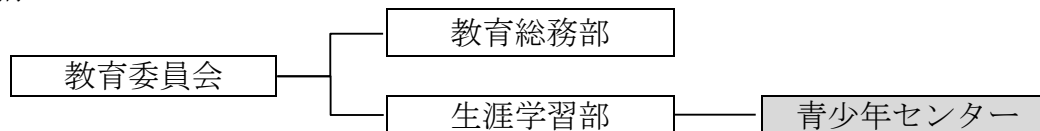
### 3. 設置年月日

昭和 57 年 4 月 1 日

### 4. 所在地

名称 浦安市青少年センター  
所在地 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号 (浦安市役所 7 階)  
電話 0 4 7 - 7 1 2 - 6 7 9 9  
0 4 7 - 3 5 1 - 1 1 5 2 (相談専用)  
F A X 0 4 7 - 3 5 3 - 4 5 8 6  
m a i l [seishounencenter@city.urayasu.lg.jp](mailto:seishounencenter@city.urayasu.lg.jp)

### 5. 機構



### 6. 事務分掌

- 1 青少年センター運営協議会に関すること。
- 2 青少年補導員連絡協議会に関すること。
- 3 青少年に対する相談、助言及び指導に関すること。
- 4 青少年の補導に関すること。
- 5 青少年の非行等問題行動の防止についての、他の機関及び団体との連絡及び協力に関すること。
- 6 青少年の非行等問題行動の防止に係る広報その他の啓発に関すること。
- 7 青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化に関すること。
- 8 青少年に関係する資料・情報・統計に関すること。
- 9 文書の收受、発送及び保存に関すること。

### 7. 職員

|   | 職名         | 氏名     | 備考 |
|---|------------|--------|----|
| 1 | 所長         | 北嶋 純代  |    |
| 2 | 主査         | 小高 佳代子 |    |
| 3 | 副主査        | 佐々木 久  |    |
| 4 | 主任主事       | 堀木 和久  |    |
| 6 | 青少年センター相談員 | 北原 麻理子 |    |
| 7 | 青少年センター相談員 | 岩瀬 萌   |    |
| 8 | 青少年センター相談員 | 今竹 裕希  |    |

## 8. 沿革

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 昭和57年 | <p>4月1日</p> <p>5月1日</p> <p>6月1日</p> <p>9月27日</p> | <p>○青少年補導センター設置条例、施行規則施行</p> <p>○教育委員会の所管により庁舎5階に開所<br/>(職員は所長他3名、所長は学校教育課指導主事事務取扱兼務)</p> <p>○青少年補導センター運営協議会発足</p> <p>○青少年補導センター補導員委嘱</p> <p>○浦安市青少年補導員連絡協議会設立</p>  |
| 昭和58年 | <p>4月1日</p> <p>6月1日</p> <p>6月25日</p>             | <p>○青少年補導センター設置条例の一部改正により青少年センターと改称</p> <p>○設置条例施行規則の一部改正により青少年センター運営協議会と改称し、青少年補導員の定数を50人以内から100人以内に改める</p> <p>○浦安市行政組織条例の一部改正により、教育委員会の附属機関として青少年センターを位置付ける</p> <p>○青少年センター内に専門の電話相談員を置き、電話相談業務を開始</p> <p>○関東甲信越静地区青少年補導センター連絡協議会設立</p> |
| 昭和61年 | <p>4月1日</p>                                      | <p>○第2庁舎2階へ事務所移転<br/>(青少年補導センター設置条例の一部改正)</p>   |
| 平成元年  | <p>10月20日</p> <p>11月10日</p>                      | <p>○全国青少年補導センター連絡協議会設立</p> <p>○第20回千葉県青少年補導(委)員大会を本市で開催</p>   |
|       | <p>1月18日</p> <p>11月10日</p>                       | <p>○浦安市青少年補導員連絡協議会設立10周年記念式典挙行</p> <p>○浦安市青少年補導員連絡協議会が浦安市教育功労表彰を受ける</p>   |
| 平成6年  | <p>4月1日</p>                                      | <p>○浦安市青少年センター設置条例施行規則の一部改正により青少年補導員の定数を100人以内から110人以内に改める</p>  |
| 平成10年 | <p>4月</p>  | <p>○中央パトロールの実施時間帯に薄暮(下校時間帯)を加える</p> <p>○地区パトロールを年間3回から6回に増やす</p>  |
| 平成11年 | <p>4月</p>  | <p>○地区パトロールを年間6回から月1回以上に増やす</p>   |
| 平成14年 | <p>4月1日</p>                                      | <p>○集合事務所1階へ事務室移転(青少年センター設置条例の一部改正)</p>   |
| 平成15年 | <p>4月1日</p>                                      | <p>○あらたに家庭教育指導員を1名増員する</p>  |
| 平成16年 | <p>7月14日</p>                                     | <p>○第35回千葉県青少年補導(委)員大会<br/>・総会を本市で開催</p>  |

|       |                |  |
|-------|----------------|--|
| 平成17年 | 10月20日<br>～21日 | ○関東甲信越静地区青少年補導センター連絡協議会<br>第22回研修大会千葉大会を本市で開催  |
| 平成19年 | 4月1日           | ○第2庁舎2階へ事務室移転(青少年センター設置条<br>例の一部改正)  |
|       | 7月             | ○千葉県青少年補導員連絡協議会事務局となる<br>(平成21年7月まで)   |
| 平成23年 | 7月             | ○千葉県青少年補導員連絡協議会事務局となる<br>(平成26年7月まで)   |
| 平成25年 | 2月9日           | ○浦安市青少年補導員連絡協議会設立30周年記念<br>式典・祝賀会举行  |
| 平成26年 | 4月1日           | ○「家庭教育指導員」の名称を「青少年センター相談<br>員」に改める   |
| 平成27年 | 4月17日          | ○浦安市青少年補導員連絡協議会会則の一部改正、総<br>会開催について改める(「毎年4月に開催する」を<br>「会計年度終了後速やかに開催する」に改める)        |
| 平成28年 | 6月1日           | ○青少年補導員の委嘱開始年月日を統一(平成28年<br>6月1日～平成30年5月30日)   |
|       | 6月13日          | ○新庁舎完成に伴い、市役所7階へ事務所移転(青少<br>年センター設置条例の一部改正)  |
| 令和元年  | 6月3日           | ○浦安市青少年補導員連絡協議会会則の改正<br>(昭和57年9月22日施行の浦安市青少年補導員連絡<br>協議会会則及び平成3年4月30日施行の慶弔規定<br>は廃止) |
| 令和元年  | 11月20日         | ○浦安市青少年センター「青少年メール相談」開始  |
| 令和2年  | 3月             | ○浦安市青少年補導員の名称にサブネームを加え、<br>「青少年みまもり隊(補導員)」に呼称及び表記を<br>改正                             |
|       | 7月             | ○浦安市学校ネットパトロール事業を開始  |
| 令和3年  | 4月             | ○補導員マスコットキャラクターが「ケロヤス」に決<br>まる   |
|       | 9月             | ○第52回千葉県青少年補導(委)員大会<br>・本市開催予定の総会が新型コロナウイルス感染症の<br>影響で書面開催                           |
| 令和4年  | 5月             | ○臨時ネットパトロールを行い、その情報を活用し職<br>員の臨時パトロールを実施   |

## II. 青少年センターの活動

### 1. 令和4年度 活動方針及び活動計画

#### (1) 基本方針

次代を担う青少年が、心身ともに健やかに育つことはすべての市民の願いである。

しかしながら、近年の青少年を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、インターネットやスマートフォン急速な普及に伴う児童・生徒の犯罪被害の深刻化やいじめ、児童虐待件数の増加、さらには少年犯罪の低年齢化や再犯者率の増加など刻々と変化している。

このような中、青少年センターとしては、学校・地域・関係機関・団体と連携しながら、「補導」「青少年相談」「環境浄化」「広報・啓発」「連携」の5つを活動の柱として、青少年の非行及び被害を防止するとともにその健全育成の推進に努めるものとする。

#### (2) 活動の重点

##### ア. 補導活動の充実・強化

- ① 青少年の活動実態に即した重点箇所や時間帯を踏まえて、効果的な活動計画を策定し、街頭補導活動を実施する。
- ② 青少年を見守る姿勢で温かい声かけ「愛のひと声」を積極的にかける。
- ③ 非行情報や不審者情報等の迅速かつ正確な収集と伝達に努めるとともに、関係機関や団体等との連携を図りながら子どもの安全を最優先としたパトロールを行う。
- ④ 青少年の活動実態に合わせた中央パトロール及び職員パトロール等の各種パトロールを行う。
- ⑤ 学校ネットパトロールを実施するとともに、千葉県青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)と市内小・中・高等学校との協力・連携を強化する。

##### イ. 相談支援活動の充実・強化

- ① 相談者の立場に沿った幅広い、きめ細かな相談活動に努める。また、相談しやすい環境を整える
- ② 学校・関係機関との連携を密にし、適切な助言や支援、より適切な関係機関へのつなぎができるように努める。
- ③ 各種研修会等に積極的に参加し、自己啓発につとめ相談業務の充実を図る。
- ④ 市広報やホームページ等により市民に広く周知するよう努める。

##### ウ. 環境浄化活動の強化

- ① 市内における有害環境と見込まれる、あるいは今後有害環境となる可能性のある箇所を選定し、その実態を把握するとともに重点的に環境浄化活動を推進する。
- ② 青少年に有害となる図書やゲームソフト等を取り扱う店舗やゲームセンター、カラオケ店等を営む店舗に対し、青少年健全育成条例や関連法令にある販売・貸出規制を遵守するよう協力依頼を行う。

##### エ. 広報・啓発活動の積極的推進

- ① 青少年補導員をはじめ学校やPTAなど広く市民に、補導員の活動や補導・非行防止のための有用な情報を掲載する「べかぶね」や「青少年センターだより」をホームページに掲載する。
- ② 青少年の健全育成、非行防止に関する市民の意識高揚と、青少年センターの活動に対する理解を深めるため、青少年自身を巻き込んだ街頭啓発活動を展開する。
- ③ インターネットの適正利用や家庭教育支援等を図るため、家庭・学校・市民に対して、積極的な啓発活動を展開する。

#### (5) (1)～(4)の活動をより実効性のあるものとするための連携強化

(3) 活動計画

| 活 動            | 内 容  |
|----------------|--|
| <p>補導活動</p>    | <p>○中央パトロール</p> <p>青少年の非行や問題行動等の実態に合わせ、計画的に市内全域を対象としたパトロールを実施する。(特に浦安駅・新浦安駅周辺)</p> <p>○地区パトロール</p> <p>地域の実態に合わせ、地区補導員の計画によりパトロールを実施する。</p> <p>○特別パトロール</p> <p>市の行事や千葉県青少年補導員連絡協議会の計画に基づき実施する。<br/>・盆踊り大会・市民まつり・県下一斉合同パトロール<br/>・県下一斉広域列車パトロール・隣接地域合同パトロール等。</p> <p>○臨時パトロール</p> <p>子どもの安全に関わる事件・事故の発生時において臨時に実施する。</p> <p>○職員パトロール</p> <p>非行情報や不審者情報、児童生徒の登下校時間帯及び卒業・入学式、始業式等の学校行事に合わせ青色灯パトロールカーにより随時実施する。<br/>新型コロナウイルスの感染状況によって臨時パトロールを実施する。<br/>小学校の下校時間に合わせたパトロールを実施する。</p> <p>○パトロール活動の重点箇所</p> <p>青少年のたまり場となるカラオケボックス、ゲームセンター、公園、コンビニエンスストア等</p> <p>○学校ネットパトロール</p> <p>インターネット上の誹謗中傷、いじめ、犯罪から児童・生徒を守るため、ネットパトロールを実施する。また、ネットトラブルについての啓発・研修会を実施する。<br/>学校との連絡体制を強化する。</p> |
| <p>青少年相談活動</p> | <p>○青少年の問題行動や家庭・学校等での悩み事、身体・性等の相談。</p> <p>○青少年自身及び保護者等の電話相談、メール相談及び来所相談。</p> <p>○アセスメントやケース検討会議を実施する。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会等関係会議への出席。</p> <p>○相談活動に関係する関係機関、庁内各課との連携・協力体制を図る</p> <p>○相談員の資質向上のための研修会への参加。</p>   |



|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>広報・啓発<br/>活 動</p> | <p>○広報誌及び啓発品等の作成<br/>       ・広報誌「べかぶね」をHPに掲載する。<br/>       ・青少年電話相談の啓発品を配布する。(中学校1年生向け)<br/>       ・「青少年センターだより」をHPに掲載する。<br/>       ・「青少年センター活動報告書」をHPに掲載する。(令和3年度版)</p> <p>○啓発活動<br/>       ・一日補導員キャンペーン等で体験活動及び啓発品の配布を実施する。<br/>       ・イベントに参加し啓発品の配布を行う。</p> <p>○図書、DVDの貸し出し<br/>       ・青少年の非行防止や健全育成に関する図書、DVDの貸し出しを実施する。</p>   |
| <p>環境浄化<br/>活 動</p>  | <p>○書店・コンビニエンスストアへの協力を依頼・警察署との連携を図る。<br/>       ○青少年に有害な環境、危険箇所や青少年のたまり場の発見に努める。<br/>       ○ゲームセンター、カラオケ店等のパトロールを強化する。</p>  |
| <p>連 携</p>           | <p>○学校、地域の健全育成団体、関係機関との連携を図り情報共有を図るとともに、青少年の非行防止及び健全育成に努める。<br/>       ○浦安警察署や千葉県警察京葉地区少年センター等の協力を得て補導活動や補導員研修の質の向上を図る。<br/>       ○会議、行事への参加・協力</p> <p><u>市関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市小・中学校生徒指導主任会議</li> <li>・浦安市青少年問題協議会</li> <li>・浦安市青少年健全育成連絡会</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> <li>・浦安市防犯協会</li> <li>・浦安市ふるさとづくり推進協議会</li> <li>・浦安市学校警察連絡委員会</li> <li>・浦安市保護司連絡協議会</li> <li>・浦安市ホテル等審議会</li> <li>・浦安市社会福祉協議会支部推進委員</li> </ul> <p><u>県及び管内関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県青少年補導センター連絡協議会</li> <li>・千葉県青少年補導員連絡協議会</li> <li>・葛南地域生徒指導行政担当者協議会</li> <li>・市川・浦安地区高等学校警察連絡協議会</li> <li>・管内児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会</li> <li>・学校評価委員会：東京学館浦安高等学校</li> <li>・千葉県薬物乱用防止指導員市川健康福祉センター地区協議会</li> </ul> |

## 2. 浦安市青少年センター運営協議会

運営協議会は、青少年センターの活動を円滑に推進するため、関係行政機関及び団体の代表が集まり、街頭補導や青少年相談等の青少年センター業務の具体的な実施計画について協議する。運営協議会委員は、教育委員会が委嘱し、任期は2年、定数は11名以内。

### 【令和4年度青少年センター運営協議会委員名簿】

任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日

| NO | 氏名    | 所属団体             | 備考  |
|----|-------|------------------|-----|
| 1  | 大友 隆司 | 浦安市立小中学校長会       | 会長  |
| 2  | 小川 智子 | 浦安市青少年相談員連絡協議会   | 副会長 |
| 3  | 小林 葉子 | 市川児童相談所          | 委員  |
| 4  | 大村 洋子 | 浦安市民生委員児童委員協議会   | 委員  |
| 5  | 森本 健二 | 浦安市青少年補導員連絡協議会   | 委員  |
| 6  | 石川 純一 | 千葉県立浦安高等学校       | 委員  |
| 7  | 勝田 秀樹 | 浦安市立小中学校長会       | 委員  |
| 8  | 中橋 研  | 浦安市立小中学校PTA連絡協議会 | 委員  |
| 9  | 岡田 千波 | 浦安警察署生活安全課       | 委員  |
| 10 | 草場 聖子 | 浦安市保護司連絡協議会      | 委員  |
| 11 | 塩谷 祐司 | 浦安市自治会連合会        | 委員  |

### 3. 浦安市青少年補導員

青少年補導員は、青少年が不良化、非行化することのないように早期発見し、注意助言をするほか、青少年を取り巻く有害環境の浄化に努めている。

青少年補導員は、警察官と同様な補導を行うことは好ましくなく、一般社会人としての身分のもとで相手方の納得を前提に「青少年たちへの温かい思いやりの精神」を基調とした「愛のひと声」をモットーに活動している。

補導員は、教育委員会が委嘱し、任期は2年、定数は110名以内と定めている。

#### 【令和4年度所属機関別員数】

| 所属機関     | 人数  | 所属機関        | 人数   |
|----------|-----|-------------|------|
| 高等学校（教員） | 3人  | 民生委員児童委員協議会 | 2人   |
| 中学校（教員）  | 10人 | 自治会連合会      | 1人   |
| 小学校（教員）  | 17人 | 保護司連絡協議会    | 1人   |
| 中学校PTA   | 10人 | 青少年相談員連絡協議会 | 2人   |
| 小学校PTA   | 17人 | 民間有志者       | 41人  |
|          |     | 合計          | 104人 |

#### 【令和4年度浦安市青少年補導員連絡協議会 役員】

| 役名  | 氏名     | 所属ブロック名      |
|-----|--------|--------------|
| 会長  | 森本 健二  | 堀江中学校ブロック    |
| 副会長 | 大塚 則之  | 美浜中学校ブロック    |
| 副会長 | 大滝 美佳  | 入船・高洲中学校ブロック |
| 会計  | 高倉 恵子  | 日の出中学校ブロック   |
| 会計  | 鹿目 眞理子 | 入船・高洲中学校ブロック |

#### 【令和4年度浦安市青少年補導員連絡協議会 理事】

| 氏名     | ブロック名    | 氏名     | ブロック名      |
|--------|----------|--------|------------|
| 佐々木 剛  | 浦安中ブロック  | 大滝 美佳  | 入船・高洲中ブロック |
| 介川 真由美 | 浦安中ブロック  | 鹿目 眞理子 | 入船・高洲中ブロック |
| 塩谷 裕司  | 堀江中ブロック  | 大塚 則之  | 美浜中ブロック    |
| 福島 潤   | 堀江中ブロック  | 長島 康晴  | 美浜中ブロック    |
| 松浦 容子  | 富岡中ブロック  | 高木 洋子  | 日の出中ブロック   |
| 野間 美佐  | 富岡中ブロック  | 高倉 恵子  | 日の出中ブロック   |
| 荒井 由紀子 | 見明川中ブロック | 大野 芳子  | 明海中ブロック    |
| 荻野 由美子 | 見明川中ブロック | 笠井 和枝  | 明海中ブロック    |

【令和4年度浦安市青少年補導員名簿】 6月1日現在 104人  
 《浦安中学校ブロック》 17名

| 氏名     | 委嘱区分        | 備考 |
|--------|-------------|----|
| 佐々木 剛  | 民間有志者       | 理事 |
| 介川 真由美 | 民間有志者       | 理事 |
| 五味 久仁子 | 民間有志者       |    |
| 熊澤 康弘  | 民間有志者       |    |
| 栄 浩美   | 民間有志者       |    |
| 吉岡 道香  | 民間有志者       |    |
| 浅野 太稀  | 浦安中学校教員     |    |
| 日高 収   | 北部小学校教員     |    |
| 大平 豊   | 県立浦安高等学校教員  |    |
| 府川 一光  | 浦安小学校教員     |    |
| 稲垣 颯二郎 | 東小学校教員      |    |
| 西脇 妙子  | 青少年相談員連絡協議会 |    |
| 越津 和子  | 民生委員児童委員協議会 |    |
| 藤本 幸恵  | 浦安小学校PTA    |    |
| 石井 富子  | 浦安中学校PTA    |    |
| 清水 良介  | 東小学校PTA     |    |
| 古山 大輔  | 北部小学校PTA    |    |

《堀江中学校ブロック》 14名

| 氏名     | 委嘱区分        | 備考 |
|--------|-------------|----|
| 森本 健二  | 民間有志者       | 会長 |
| 福島 潤   | 民間有志者       | 理事 |
| 塩谷 祐司  | 民間有志者       | 理事 |
| 阿部 真人  | 民間有志者       |    |
| 折本 貴子  | 民間有志者       |    |
| 大屋 美智子 | 民間有志者       |    |
| 五十嵐 凌太 | 舞浜小学校教員     |    |
| 尾関 啓生  | 南小学校教員      |    |
| 高宮 哲也  | 堀江中学校教員     |    |
| 田辺 喜芳  | 浦安市保護司連絡協議会 |    |
| 大塚 豊彦  | 自治会連合会      |    |
| 松下 いつみ | 堀江中学校PTA    |    |
| 堀田 晋哉  | 南小学校PTA     |    |
| 池尾 誠彦  | 舞浜小学校PTA    |    |

《見明川中学校ブロック》 8名

| 氏名     | 委嘱区分                  | 備考 |
|--------|-----------------------|----|
| 荒井 由紀子 | 民間有志者                 | 理事 |
| 荻野 由美子 | 民間有志者                 | 理事 |
| 宇田川 淳央 | 見明川小学校教員              |    |
| 篠原 一暎  | 見明川中学校教員              |    |
| 廣瀬 悠輔  | 東海大付属浦安高等学校教員         |    |
| 村山 真美  | 見明川中学校 P T A          |    |
| 宮崎 侑子  | 見明川小学校 P T A          |    |
| 谷田部 和豊 | 東海大付属浦安高等学校・中等部 P T A |    |

《入船・高洲中学校ブロック》 21名

| 氏名     | 委嘱区分         | 備考     |
|--------|--------------|--------|
| 大滝 美佳  | 民間有志者        | 理事・副会長 |
| 鹿目 眞理子 | 民間有志者        | 理事     |
| 石川 真理  | 民間有志者        |        |
| 大野 豊   | 民間有志者        |        |
| 中村 琢八  | 民間有志者        |        |
| 松尾 忠宜  | 民間有志者        |        |
| 武藤 淳   | 民間有志者        |        |
| 矢部 実穂  | 民間有志者        |        |
| 山澤 久子  | 民間有志者        |        |
| 濱野 雄一郎 | 高洲中学校教員      |        |
| 山口 瞬   | 高洲北小学校教員     |        |
| 佐々木 允俊 | 県立浦安南高等学校教員  |        |
| 伊東 大志  | 入船小学校教員      |        |
| 齋藤 晃典  | 入船中学校教員      |        |
| 中村 浩   | 東京学館浦安高等学校教員 |        |
| 草野 可南  | 高洲小学校教員      |        |
| 岩瀬 延司  | 入船小学校 P T A  |        |
| 山田 真理  | 高洲中学校 P T A  |        |
| 酒井 明子  | 入船中学校 P T A  |        |
| 福田 直人  | 高洲北小学校 P T A |        |
| 布目 小麦  | 高洲小学校 P T A  |        |

《富岡中学校ブロック》 11名

| 氏名     | 委嘱区分        | 備考 |
|--------|-------------|----|
| 野間 美佐  | 民間有志者       | 理事 |
| 松浦 容子  | 民間有志者       | 理事 |
| 大河原 一樹 | 民間有志者       |    |
| 直枝 祐樹  | 富岡小学校教員     |    |
| 岩根 祐司  | 富岡中学校教員     |    |
| 山本 昌平  | 東野小学校教員     |    |
| 渡辺 大介  | 青少年相談員連絡協議会 |    |
| 伊藤 由美子 | 民生委員児童委員協議会 |    |
| 一瀬 健二  | 東野小学校サポーターズ |    |
| 谷田部 倫輝 | 富岡中学校P T A  |    |
| 山崎 温子  | 富岡小学校P T A  |    |

《美浜中学校ブロック》 9名

| 氏名     | 委嘱区分        | 備考     |
|--------|-------------|--------|
| 大塚 則之  | 民間有志者       | 理事・副会長 |
| 長島 康晴  | 民間有志者       | 理事     |
| 佐々木 和代 | 民間有志者       |        |
| 田中 良祐  | 美浜南小学校教員    |        |
| 山田 和弘  | 美浜北小学校教員    |        |
| 角谷 知郁  | 美浜中学校教員     |        |
| 中村 結香  | 美浜南小学校P T A |        |
| 鈴木 恵理  | 美浜中学校P T A  |        |
| 早野 文子  | 美浜北小学校P T A |        |

《日の出中学校ブロック》 13名

| 氏名     | 委嘱区分       | 備考    |
|--------|------------|-------|
| 高倉 恵子  | 民間有志者      | 理事・会計 |
| 高木 洋子  | 民間有志者      | 理事    |
| 山本 幸枝  | 民間有志者      |       |
| 園田 三礼  | 民間有志者      |       |
| 樋口 奈美子 | 民間有志者      |       |
| 堀 雅美   | 民間有志者      |       |
| 福田 知美  | 民間有志者      |       |
| 石丸 裕也  | 日の出小学校教員   |       |
| 光野 岳人  | 日の出中学校教員   |       |
| 小西 了太  | 日の出南小学校教員  |       |
| 白井 昌美  | 日の出南小学校PTA |       |
| 小林 織江  | 日の出小学校PTA  |       |
| 新居田 綾子 | 日の出中学校PTA  |       |

《明海中学校ブロック》 11名

| 氏名     | 委嘱区分      | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 大野 芳子  | 民間有志者     | 理事 |
| 笠井 和枝  | 民間有志者     | 理事 |
| 木曾 幸子  | 民間有志者     |    |
| 松本 芳隆  | 民間有志者     |    |
| 山田 典子  | 民間有志者     |    |
| 舘 京弥   | 明海小学校教員   |    |
| 海上 慶太  | 明海中学校教員   |    |
| 鳥丸 翼   | 明海南小学校教員  |    |
| 廣部 由起子 | 明海小学校PTA  |    |
| 岡野 純子  | 明海中学校PTA  |    |
| 竹村 晴子  | 明海南小学校PTA |    |

#### 4. 一年のあゆみ

| 日程 | 活動内容   |
|----|--|
| 通年 | ○中央パトロール（学校長期休業期間中）<br>○地区パトロール（中学校ブロックごとに2ヶ月に3回程度実施）<br>○「センターだより」（学校長期休業前発行） |

#### < 4月 >

| 日程     | 活動内容                               |
|--------|------------------------------------|
| 1～30日  | 4月の地区パトロールは新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とした。 |
| 14日（木） | ○第1回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会              |

#### < 5月 >

| 日程     | 活動内容                           |
|--------|--------------------------------|
|        | 5月は地区パトロールを再開した。               |
| 17日（火） | ○第53回千葉県青少年補導（委）員大会三市合同会議（野田市） |
| 19日（木） | ○第2回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会          |

#### < 6月 >

| 日程     | 活動内容   |
|--------|--|
| 1日（水）  | ○浦安市青少年補導員委嘱状交付式<br>○浦安市青少年補導員連絡協議会定期総会及び第1回ブロック会議<br>【参加者】補導員：89人 |
| 24日（金） | ○千葉県補導委員連代議員総会（市川市）  |

#### < 7月 >

| 日程     | 活動内容   |
|--------|--|
| 6日（水）  | ○第1回浦安市青少年センター運営協議会                                      |
| 14日（木） | ○第3回青少年補導員連絡協議会理事会（書面開催）                                 |
| 29日（金） | ○県下一斉合同パトロール（新型コロナウイルス感染拡大のため各ブロックごとに実施）<br>【参加者】補導員：54人 |

#### < 8月 >

| 日程    | 活動内容  |
|-------|---|
| 1～31日 | ○新型コロナウイルスのまん延防止に伴う、パトロール及び各行事を中止とした。地区パトロールは状況に応じて行いました。 |



< 9月 >

| 日程     | 活動内容               |
|--------|--------------------|
| 1日(木)  | ○始業式・早朝パトロール       |
| 15日(木) | ○第4回青少年補導員連絡協議会理事会 |

< 10月 >

| 日程     | 活動内容                           |
|--------|--------------------------------|
| 29日(金) | ○県下一斉広域列車パトロール<br>【参加者】補導員：44人 |

< 11月 >

| 日程     | 活動内容   |
|--------|--|
| 17日(木) | ○第5回青少年補導員連絡協議会理事会                               |
| 25日(金) | ○20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン(浦安市)                     |
| 27日(日) | ○第52回千葉県青少年補導(委)員大会(野田市)<br>表彰者 上平紀子 氏<br>宇田川勉 氏 |



< 12月 >

| 日程     | 活動内容                           |
|--------|--------------------------------|
| 15日(木) | ○浦安市・市川市隣接地域補導関係者連絡会(市川市)      |
| 15日(木) | ○年末年始特別警戒防犯活動・冬の交通安全運動団結式(浦安市) |

< 1月 >

| 日程     | 活動内容   |
|--------|--|
| 10日(火) | ○始業式・早朝パトロール<br>新学期初日における児童生徒の登校時の様子を把握するとともに児童生徒に対し「愛のひと声」活動を行った。<br>【参加者】補導員：44人 |
| 19日(木) | ○第6回青少年補導員連絡協議会理事会   |

< 2月 >

| 日程     | 活動内容                |
|--------|---------------------|
| 1～28日  | ○第2回ブロック会議          |
| 11日(土) | ○子どもたこあげ大会          |
| 14日(火) | ○第2回浦安市青少年センター運営協議会 |

< 3月 >

| 日程     | 活動内容               |
|--------|--------------------|
| 2日(木)  | ○第2回広報部会会議         |
| 16日(木) | ○第7回青少年補導員連絡協議会理事会 |
| 下旬     | ○べかぶね発行            |

5. 令和4年度街頭補導活動状況

(1) 街頭補導活動状況（令和4年4月～令和5年3月）

ア 各種パトロール実施状況

| 区分       | 回数  | 従事者延べ人数 |    |    |     |     | 合計  |
|----------|-----|---------|----|----|-----|-----|-----|
|          |     | 補導員     |    | 警察 | 職員  | その他 |     |
|          |     | 一般      | 教員 |    |     |     |     |
| 中央パトロール  | 7   | 30      |    |    | 14  |     | 44  |
| 地区パトロール  | 113 | 595     | 23 | 1  | 4   | 8   | 631 |
| 特別パトロール  | 2   | 92      | 6  |    |     |     | 98  |
| 職員パトロール  | 165 |         |    |    | 189 |     | 189 |
| 職員パト（臨時） | 7   |         |    |    | 12  | 2   | 14  |
| 合計       | 294 | 717     | 29 | 1  | 219 | 10  | 976 |

※各種パトロールを通じて多くの子どもたちに「愛のひと声」活動を実施した。

- ・中央パトロール：市内全域を4つの時間帯に区分しパトロールを実施。
- ・地区パトロール：中学校区ごとに、地域の実態に合わせて実施。
- ・特別パトロール：市の行事等に合わせて実施。
- ・職員パトロール：生徒・児童の下校に合わせた市内巡回や市民からの情報により実施。
- ・職員パトロール：社会情勢等に応じて随時実施

イ 補導の学職・行為別人数

| 行為        | 小学生 |     | 中学生 |    | 高校生 |    | 大学等 |    | その他 |     | 合計  |     |
|-----------|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
|           | 3   | 4   | 3   | 4  | 3   | 4  | 3   | 4  | 3   | 4   | 3   | 4   |
| 年度        | 3   | 4   | 3   | 4  | 3   | 4  | 3   | 4  | 3   | 4   | 3   | 4   |
| 怠学        |     |     |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |
| 喫煙        |     |     |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |
| 飲酒        |     |     |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |
| たむろ       |     |     |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |
| 夜間ゲームセンター |     |     |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |
| 二人乗り自転車   | 3   | 1   |     | 5  | 8   | 7  | 4   |    | 3   | 10  | 18  | 23  |
| 自転車無灯火走行  | 5   | 21  | 2   | 12 | 11  | 13 | 13  | 14 | 74  | 74  | 105 | 134 |
| 自転車危険走行   | 10  | 8   | 2   | 10 | 9   | 27 | 10  | 22 | 4   | 41  | 35  | 108 |
| 帰宅指導      | 37  | 67  | 14  | 13 | 20  | 27 |     |    |     |     | 71  | 107 |
| 迷惑行為      |     |     |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |
| その他       | 6   | 17  |     | 2  |     | 1  |     | 2  | 6   | 4   | 12  | 26  |
| 合計        | 61  | 114 | 18  | 42 | 66  | 75 | 27  | 38 | 86  | 129 | 241 | 398 |

・自転車の二人乗り・無灯火等の自転車走行に関する補導が7割近くとなっている。

(2) 不審者情報（資料提供：保健体育安全課）

| 年度    | 行為 | 声かけ | 付きまとい | 陰部露出 | 痴漢行為 | 暴力 | 盗撮 | 連れ去り | 不審電話 | その他 | 合計 |
|-------|----|-----|-------|------|------|----|----|------|------|-----|----|
| 令和3年度 |    | 29  | 5     | 9    | 4    | 1  | 2  |      |      | 11  | 61 |
| 令和4年度 |    | 16  | 5     | 7    | 1    |    |    |      |      | 8   | 37 |

- ・声かけ、付きまとい、陰部露出等の不審者情報が多く寄せられた。
- ・不審者情報は、パトロールを実施する際の参考とした。

### (3) まとめ

#### ア 現状と傾向について

令和4年度は新型コロナウイルス感染症に伴う制限が緩和され、可能な限りパトロールは実施しました。中央パトロール、地区パトロール、特別パトロール、職員パトロール合計294回実施し、補導員、警察官、センター職員の他、高校生、大学生等延べ976人がパトロールによる声かけ活動を行いました。

補導人数は延べ398人で、令和3年度の241人と比べ157人の増加となっています。また、パトロールの実施回数についても294回で令和3年度の165回と比べ129回増加しています。これは新型コロナウイルス感染症に伴う制限が緩和され、前年度に比べ地区パトロール等の補導員の参加するパトロールが増えたことが増加の要因となっているものです。

補導内容につきましては、自転車運転の夜間無灯火などの自転車危険走行が265件で66%、帰宅指導が107件で27%、その他（高いところに上って遊ぶ等）が26件で7%となっています。

#### イ 課題と今後の取り組みについて

怠学・喫煙・飲酒等の問題行動による補導はほとんど見られなくなり、主なものは、自転車のながらスマホや無灯火などの自転車の危険走行に対する声かけとなっています。自転車の危険走行は事故につながる恐れがあるため、今後もパトロールを通して引き続き積極的に声かけをしていく必要があります。



## (5) まとめ

### ア 新規相談「学職・内容別集計」について

令和4年度の受理件数は44件で、相談回数は105回でした。受理件数44件を内容別にみても、「問題行動」が4件(9%)、「家庭・自分自身」が20件(45%)、「学校」が18件(41%)、問い合わせが2件(5%)でした。

最も多くを占めている「家庭・自分自身」の内訳は「家族関係」が7件、「精神的不調」と「その他」がそれぞれ5件、「身体・性」が3件となっています。



### イ 相談内容の特徴について

相談対象者については高校生が最も多く全体の約6割を占めています。また中学生および高校生を合わせると全体の7割を占め、例年同様思春期の子どもに関する相談が多くなりました。更には、高校生と大学生等を合わせると、こちらも全体の6割を占め、支援が手薄になりがちな義務教育を終えた子どもたちの相談場所としても機能していると言えそうです。

また、相談者については、例年同様子どもの養育者である母親からの相談が最も多くなりました。

「家庭・自分自身」の内訳として「家族関係」「精神的不調」「その他」があります。中でも「その他」の5件については、他部署への相談、継続的な支援が必要になったケースであったことが特徴的と言えるでしょう。

相談回数について、新規の受理件数は前年度と比較して増加しており、他部署への相談、継続的な支援が必要になったケースが増えたことが増加の要因となっています。

## 7. 環境浄化

青少年を取り巻く社会環境は、青少年の人格形成に大きな影響を及ぼすものと考え、青少年に有害な環境の浄化の推進に努めました。

### ○有害図書

地区パトロール等の際にコンビニエンスストア等に立ち寄り、状況を把握するとともに、環境浄化について協力を求めました。

### ○通学路等の有害環境の浄化及び防犯上の安全確認

中学校ブロックごとの地区パトロール等で、有害環境の浄化及び安全確認を行うとともに、状況により関係機関への改善依頼を行いました。

### ○ネットパトロール

主にTwitter・InsatagramなどのSNSサイトや5ちゃんねるなどの掲示板サイト、Youtubeなどで隠語などのキーワードを用いて検索し、不適切な投稿や問題行動を早期に発見し、学校の生徒指導に役立ててもらい、子どもたちを未然に犯罪被害から守ることを目的に実施しています。

### ネットパトロール実施状況

#### (1) リスクレベル別内訳

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| レベル1 | 5  |    | 3  | 1  |    |    | 1   |     |     |    |    |    | 10  |
| レベル2 | 2  |    | 1  |    |    | 1  | 2   |     | 1   |    |    |    | 7   |
| レベル3 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| レベル外 | 18 | 20 | 17 | 20 | 23 | 23 | 19  | 21  | 21  | 24 | 24 | 21 | 251 |
| 合計   | 25 | 20 | 21 | 21 | 23 | 24 | 22  | 21  | 22  | 24 | 24 | 21 | 268 |

※リスクレベル1：自身の個人情報の公開（氏名、学校、写真の3点が揃ったもの）

リスクレベル2：いじめ、飲酒、喫煙などの問題行動や他人の誹謗中傷・詳細な個人情報の公開

リスクレベル3：少年事件、自殺、犯罪予告など事件性があり人命に影響をあたえかねないもの

リスクレベル外：個人が推測される恐れがあり、注意が必要なもの

#### (2) 学校種別内訳

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 小学校  |    |    | 1  |    |    |    |     | 1   |     | 1  |    |    | 3   |
| 中学校  | 17 | 10 | 12 | 12 | 12 | 14 | 11  | 11  | 14  | 14 | 16 | 15 | 158 |
| 高等学校 | 8  | 10 | 8  | 9  | 11 | 10 | 11  | 9   | 8   | 9  | 8  | 6  | 107 |
| 合計   | 25 | 20 | 21 | 21 | 23 | 24 | 22  | 21  | 22  | 24 | 24 | 21 | 268 |

#### (3) サイト別内訳

|           | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |
|-----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| Instagram | 23 | 20 | 20 | 20 | 23 | 21 | 20  | 16  | 21  | 23 | 24 | 21 | 252 |
| Twitter   | 2  |    |    | 1  |    |    |     | 2   |     | 1  |    |    | 6   |
| その他       |    |    | 1  |    |    | 3  | 2   | 3   | 1   |    |    |    | 10  |
| 合計        | 25 | 20 | 21 | 21 | 23 | 24 | 22  | 21  | 22  | 24 | 24 | 21 | 268 |

#### (4) 特別ネットパトロール内訳

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 小学校  |    |    |    |    |    |    |     |     | 1   | 1  |    |    | 2  |
| 中学校  | 1  | 1  |    |    |    | 1  |     |     |     |    |    |    | 3  |
| 高等学校 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| その他  |    |    |    |    |    |    |     | 1   |     |    |    |    | 1  |
| 合計   | 1  | 1  |    |    |    | 1  |     | 1   | 1   | 1  |    |    | 6  |

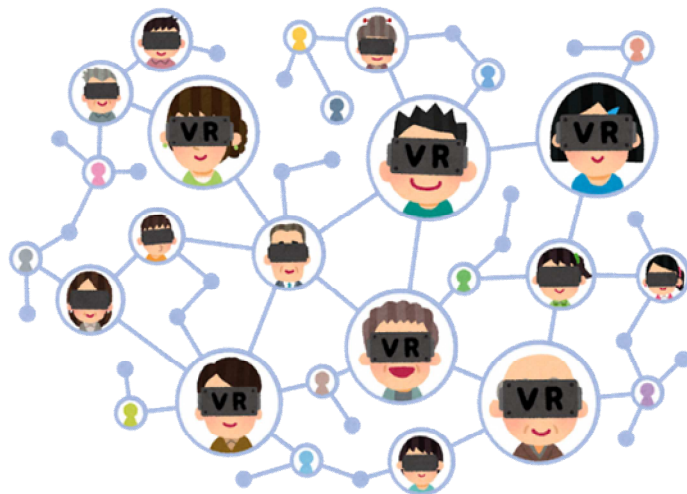
#### (5) まとめ

##### ア 現状と傾向について

これまでリスクレベル3相当の投稿は発見されていません。リスクレベル2相当の投稿については7件で、令和3年度の9件と比べて2件減少しています。投稿内容は、ほとんどが学校に対する誹謗中傷でした。令和2年7月から開始した事業であり、リスクレベル1相当の投稿は10件で、令和3年度の25件と比べて15件減少していることは、学校での生徒指導の効果が出ているものと思われます。

##### イ 課題と今後の取り組みについて

インターネットでは保護者の目の届かないところで、子どもたちが見知らぬ人と知り合うこともできるので、安全にインターネットを使うための家庭でのルールづくりやフィルタリングの活用など、生徒・児童だけでなく保護者向けの講習会も必要かと思えます。



ほんのひとりごとのつもりが…。



## 8. 連携

学校、地域の健全育成団体、関係機関との情報共有を図るとともに、青少年の非行防止及び健全育成に努めた。また、浦安警察署や千葉県警察京葉地区少年センターの協力を得て街頭補導活動や補導員研修を実施した。

### ○会議等への参加

- ・千葉県青少年補導センター連絡協議会
- ・千葉県青少年補導員連絡協議会
- ・葛南地域生徒指導行政担当者協議会
- ・市川・浦安地区高等学校警察連絡協議会
- ・浦安市学校警察連絡委員会
- ・浦安市青少年問題協議会
- ・浦安市青少年健全育成連絡会
- ・浦安市要保護児童対策地域協議会
- ・浦安市防犯協会
- ・浦安市ふるさとづくり推進協議会
- ・千葉県薬物乱用防止指導員市川健康福祉センター地区協議会
- ・学校評価委員会（東京学館浦安高等学校）



## 9. 広報・啓発

市では、青少年の非行防止・健全育成を推進するうえで、多くの方に理解と協力を深めていただけるよう、地域や青少年連絡協議会などの関連機関と連携し、広報活動や啓発活動を強化した。

### 広報・啓発活動

#### ○「べかぶね」

令和4年度は学校やPTAなど広く市民に、補導員の活動や補導・非行防止のための有用な情報を掲載する「べかぶね」を3月に1回市ホームページに掲載しました。

広報誌「べかぶね」の名前の由来

「べかぶね」とは、漁船の中でも一番小さな船で海苔取り船のことを言う。青少年が社会という荒波をものがきながら必死に生きていく姿が、「べかぶね」に似ていることから広報誌の名前となった経緯がある。

#### ○「青少年センターだより」

補導員の活動や補導・非行防止のための有用な情報を掲載した「青少年センターだより」を長期休業に入る前に市ホームページに掲載しました。

#### ○「青少年センター活動報告書」

青少年センターの一年を通しての活動を報告書としてまとめた「青少年センター活動報告書」を作成し、関係機関や関係団体等に配布しました。市ホームページに掲載しました。

### 啓発活動

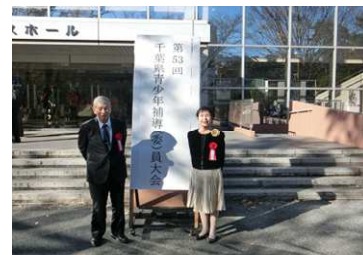
○各種行事の際に、青少年補導員の啓発活動や啓発品の配布を行いました。

## 10. その他（表彰受賞）

### 青少年補導（委）員永年従事表彰

11月27日（日）に第53回千葉県青少年補導（委）員大会が開催されました。

ご退任された青少年補導員から、（写真左から）宇田川勉さん、上平紀子さんの2名が、永年の青少年への非行防止及び健全育成のご尽力の功勞により受賞されました。



### Ⅲ. 参考資料

#### 1. 浦安市青少年センター設置条例

昭和 57 年 3 月 31 日  
条例第 10 号  
改正 昭和 58 年 3 月 18 日条例第 14 号  
(題名改称)  
昭和 61 年 3 月 27 日条例第 10 号  
平成 14 年 3 月 22 日条例第 15 号  
平成 19 年 3 月 20 日条例第 17 号  
平成 28 年 3 月 24 日条例第 24 号

##### (設置)

第 1 条 本市は、非行防止等の青少年に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、青少年の健全育成に資するため、青少年センターを設置する。  
(昭 58 条例 14・平 14 条例 15・一部改正)

##### (名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。  
名称 浦安市青少年センター  
位置 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号  
(昭 58 条例 14・昭 61 条例 10・平 14 条例 15・平 19 条例 17・平 28 条例 24・一部改正)

##### (業務)

第 3 条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。  
(1) 青少年に対する相談、助言及び指導に関すること。  
(2) 青少年の補導に関すること。  
(3) 青少年の非行等問題行動の防止についての、他の機関及び団体との連絡及び協力に関すること。  
(4) 青少年の非行等問題行動の防止に係る広報その他の啓発に関すること。  
(5) 青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化に関すること。  
(6) その他青少年センターの目的達成に必要なこと。  
(昭 58 条例 14・平 14 条例 15・一部改正)

##### (職員)

第 4 条 青少年センターに、所長その他の職員を置く。(昭 58 条例 14・一部改正)

##### (青少年センター運営協議会)

第 5 条 青少年センターの適切な運営を図るため、浦安市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。(昭 58 条例 14・一部改正)

##### (委員)

第 6 条 運営協議会は、委員 11 人以内をもつて組織する。  
2 委員は、浦安市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。  
3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
4 委員の再任は、妨げない。

##### (補導員)

第 7 条 青少年センターに、青少年の補導及び相談を行うため、補導員を置く。  
2 補導員は、教育委員会が委嘱する。(昭 58 条例 14・一部改正)

##### (規則への委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

##### 附 則

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(昭和 58 年 3 月 18 日条例第 14 号)  
この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(昭和 61 年 3 月 27 日条例第 10 号)  
この条例は、昭和 61 年 3 月 31 日から施行する。  
附 則(平成 14 年 3 月 22 日条例第 15 号)  
この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 17 号)  
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 24 号)  
この条例は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

## 2. 浦安市青少年センター設置条例施行規則

昭和57年3月31日  
教委規則第9号  
改正 昭和58年3月31日教委規則第8号  
(題名改称)  
平成6年3月18日教委規則第2号  
令和2年3月24日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市青少年センター設置条例(昭和57年条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(昭58教委規則8・一部改正)

(運営協議会委員)

第2条 条例第5条に規定する浦安市青少年センター運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから浦安市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他関係行政機関及び団体の代表者(昭58教委規則8・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補導員)

第5条 条例第7条第1項に規定する補導員(以下「補導員」という。)の定数は、110人以内とする。

- 2 補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学校職員
  - (2) PTA会員
  - (3) 青少年相談員
  - (4) 民間の有志者
  - (5) 関係機関の職員又は関係団体の代表者
- 3 補導員の任期は、2年とする。ただし、補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補導員の再任は、妨げない。  
(昭58教委規則8・平6教委規則2・令2教委規則4・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日教委規則第8号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月18日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日教委規則第4号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

### 3. 浦安市青少年センター相談員配置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年の問題行動や学校、家庭等での悩み事の相談に対応する青少年センター相談員（以下「相談員」という。）の配置に関し、必要な事項を定める。

#### (身分)

第2条 相談員は、地方公務員法第22条の2（昭和25年法律第261号以下「法」という。）第1項第1号に定める会計年度任用職員とする。

#### (相談員となる者)

第3条 相談員となる者は、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 公認心理師若しくは臨床心理士又はこれに準ずる資格を有する者。
- (2) 心理学を専攻する大学院修士課程を修了し、1年以上の臨床経験のある者。
- (3) 青少年の非行防止及び健全育成に関し、専門的な知識及び経験を有する者で教育委員会が適当であると認めた者。

#### (職務)

第4条 相談員は、青少年、青少年の保護者、青少年の家族等からの相談を電話、メール又は面談により受け、問題解決に向けて専門的観点から適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介等を行う。

#### (配置人数)

第5条 相談員の配置人数は、原則として1日1人以上とする。

#### (服務)

第6条 相談員は、職務の遂行にあたっては、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程等に従わなければならない。

- 2 相談員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (任用)

第7条 相談員の雇用期間は、1年とする。ただし、年度中途に採用された場合は、当該年度末までとする。

#### (配置)

第8条 相談員は、教育委員会生涯学習部青少年センターに配置する。

#### (勤務日時)

第9条 相談員の勤務は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とし、勤務時間を午前10時から午後4時まで（休憩1時間）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、青少年センター所長が特に必要があると認めるときは、相談員に勤務を命じることができる

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年11月02日から施行する

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 4. 浦安市青少年補導員連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、浦安市青少年補導員連絡協議会と称する。

(構成)

第2条 本会は、浦安市青少年補導員(以下「補導員」という。)をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、浦安市青少年センター(以下「センター」という。)内に置く。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の研修と親睦を図ることにより、青少年の非行防止及び健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)街頭補導活動に関する事
- (2)環境浄化活動に関する事
- (3)広報・啓発活動に関する事
- (4)研修活動に関する事
- (5)関係機関団体との連携活動に関する事
- (6)その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事

(役員及び理事)

第6条 本会に次の役員及び理事を置く。

- |     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 会 長 | 1名                                    |
| 副会長 | 2名                                    |
| 会 計 | 2名                                    |
| 監 査 | 2名                                    |
| 理 事 | 各中学校区ブロック(以下「ブロック」という。)の数に2名を乗じた数とする。 |

(役員及び理事の選出)

- 第7条 会長は、理事会において推薦し、総会で承認を得る。
- 2 副会長及び会計は、理事会において理事の中から互選し、総会で承認を得る。
  - 3 監査は、理事会において選出し、総会で承認を得る。
  - 4 理事は、ブロック毎に2名を選出する。

(役員及び理事の任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
  - 3 会計は、本会の経理を掌握する。
  - 4 監査は、本会の経理を監査し、総会に報告する。
  - 5 理事は、本会の運営及びブロック活動の推進にあたる。

(役員及び理事の任期)

- 第9条 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠における任期は、前任者の残任期とする。
  - 3 改選に際し、次の役員及び理事が改選されるまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、若干名とし、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

- 第11条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (1)総会
  - (2)役員会
  - (3)理事会
  - (4)専門部会
  - (5)その他、必要に応じた会議
- 2 センター職員は、各会議に出席することができる。

(総会)

- 第12条 総会は、年1回開催とし、会計年度終了後速やかに開催する。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に招集することができる。
- 2 総会は次の事項を議事とする。
    - (1)役員承認
    - (2)事業計画と予算の決定

- (3) 事業報告と決算の承認
  - (4) 会則改正に関する事項
  - (5) その他、本会の運営に関する事項
- 3 総会の議長及び書記は、別に選出するものとする。
- 4 会議は、すべての構成員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数でこれを議決する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成し、会長が随時招集する。

- 2 役員会は、次の事項を議事とする。
- (1) 理事会に付議する事項
  - (2) その他、本会の運営に必要な事項

(理事会)

第 14 条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成し、会長が随時招集する。

- 2 理事会は、次の事項を議事とする。
- (1) 役員会が付議した事項、総会に付議する事項
  - (2) その他、本会の運営に必要な事項

(専門部会)

第 15 条 第 5 条の事業を円滑に推進するために、下記の部会を設置する。

- (1) 行事部会 (本会主催行事の企画運営を行う。)
  - (2) 広報部会 (べかぶねの編集発行などの広報活動を行う。)
  - (3) 研修部会 (講演会及び研修会の企画運営を行う。)
- 2 各部会の委員は、理事をもって構成する。ただし、広報部会にあつては、理事及びブロック毎に選出されたべかぶね編集委員から構成するものとする。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会員の慶弔)

第 17 条 会員の不幸については、次の基準により弔慰金をおくる。  
会員の死亡 10,000 円

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第 19 条 本会の庶務は、センターにおいて行う。

(会則の改正)

第 20 条 この会則を改正する場合は、理事会の決議により、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り決める。

附 則

この会則は、令和元年 6 月 3 日より施行する。(令和元年 6 月 3 日総会決議)  
なお、昭和 57 年 9 月 22 日施行の浦安市青少年補導員連絡協議会会則及び平成 3 年 4 月 30 日施行の慶弔規定は廃止する。(令和元年 6 月 3 日総会決議)

## 5. ダイアルガイド

### 青少年相談専用電話

さあこい いいこに

☎ 047-351-1152

月～金曜日 10:00～12:00

13:00～16:00

(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)

#### <青少年メール相談>

右の二次元バーコードを読み取るか、市のホームページ「子育て・教育」「青少年の教育・支援」を選択して、「青少年相談」に必要事項を入力してください。



#### <その他の相談機関>

| 相談窓口                 | 電話番号         |
|----------------------|--------------|
| 家庭児童相談（こども家庭支援センター）  | 047-350-7867 |
| いじめ110番              | 047-380-1150 |
| 学校教育相談（指導課）          | 047-351-1111 |
| 学校不適應等相談             | 047-351-1151 |
| 就学相談（教育研究センター）       | 047-381-7961 |
| 就学相談（まなびサポート相談室）     | 047-390-5204 |
| 市川児童相談所              | 047-370-5286 |
| ヤングテレホン（千葉県警察少年センター） | 0120-783-497 |
| 子どもと親のサポートセンター       | 0120-415-446 |
| 子ども・家庭110番（中央児童相談所）  | 043-252-1152 |
| 葛南教育相談室              | 047-433-6031 |
| 子ども人権110番（千葉地方法務局）   | 0120-007-110 |

#### 近隣の警察署

| 警察署                  | 電話番号         |
|----------------------|--------------|
| 浦安警察署（浦安市美浜5-13-2）   | 047-350-0110 |
| 行徳警察署（市川市塩浜3-10-18）  | 047-397-0110 |
| 市川警察署（市川市鬼高4-4-1）    | 047-370-0110 |
| 葛西警察署（江戸川区東葛西6-39-1） | 03-3687-0110 |



## 浦安市青少年補導員宣言

私たち青少年補導（委）員の活動の主眼は「愛のひと声」をかけることにより青少年とのふれあいを深め、非行を未然に防止するとともに健全な成長を促すことにあります。

近年の青少年を取り巻く環境は、携帯電話やインターネット等の普及により、人とのコミュニケーションの状況が大きく変化しています。世界中の情報を瞬時に活用できる反面、人と直接ふれあうことがないため、相手に対する思いやり規範意識の低下から犯罪の被害者や加害者になる事件も多発しています。

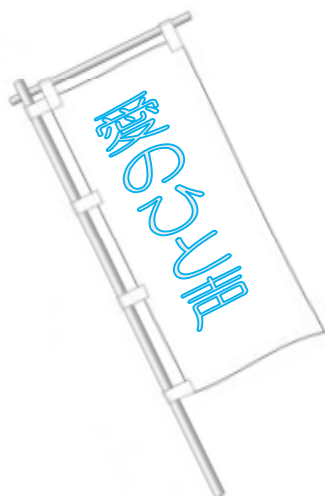
私たち青少年補導（委）員は、次代を担う青少年を常に温かく見守り、支え続けることが第一の使命です。

このため、私たち青少年補導（委）員は、次のことを推進していきます。

- 一 多くの青少年に「愛のひと声」をかけるように努めます。
- 一 青少年健全育成団体や関係諸機関と連携し、青少年の健全育成、非行防止に努めます。
- 一 計画的に研修会や講演会を開催し、補導（委）員の資質向上に努めます。
- 一 様々な機会を利用し、多くの人に青少年の非行防止と被害防止の啓発に努めます。
- 一 青少年の健全な成長を妨げる、有害環境の浄化に努めます。
- 一 パトロールを通して、青少年の生命を守る活動に努めます。

令和4年11月27日

浦安市青少年補導員連絡協議会



令和4年度 活動報告書  
令和5年11月発行

浦安市教育委員会生涯学習部  
浦安市青少年センター  
浦安市猫実一丁目1番1号 047-712-6799